

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 22 年 2 月 26 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	空調におけるチラーの更新及び熱源 2 次ポンプのインバーター及び変流量制御器による電力削減事業
排出削減事業者名	アルバック成膜株式会社
排出削減共同実施事業者名	環境経済株式会社 (その他関連事業者名：横河電機株式会社)
事業実施場所	アルバック成膜株式会社 本社工場 (埼玉県秩父市寺尾 2804 番地)
事業の概要	I. チラーを高効率チラーに更新 II. 空調熱源 2 次ポンプに省エネルギーシステムを導入 上記 2 点を実施することにより、消費電力を削減し、CO2 の排出量を削減する。
排出削減量の計画	2010 年度 312 tCO2/年, 2011 年度 251 tCO2/年, 2012 年度 173 tCO2/年 (事業実施期間合計 736tCO2)
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2010 年 4 月 1 日 終了予定日 2012 年 12 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 004 空調設備の更新 方法論番号 005 間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>本排出削減事業が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>アルバック成膜株式会社 本社工場 (埼玉県秩父市寺尾 2804 番地)</p>
追加性を有すること	<p>1) 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で 7.75 年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。</p> <p>3) 本排出削減事業所は、地球温暖化問題への危機意識が高く、以前にも国内クレジット制度の申請を行っており、本事業の設備投資においても、国内クレジットにより投資回収年数が短縮化することはもとより、国内クレジット制度を用いて、国の-6%目標達成に貢献することが目的であることを、事業者へのヒアリングにより確認した。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者及びその他関係者への質問により、自主行動計画に参加していない事業者であることを確認している。</p>
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論「方法論番号 004 空調設備の更新」及び、「005 間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入」に基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の適用条件を満たしていることを確認している。</p> <p>【方法論番号 004：空調設備の更新】</p> <p>適応条件 1 については、本事業は既存チラーユニットと比べ高効率のチラーユニットに更新することを関係者への質問および設備仕様書の閲覧等により確認した。</p> <p>適応条件 2 については、事業実施後のチラーユニットの導入を行わなかった場合、既存設備を継続的に利用できることを</p>

要件	審査手続き
	<p>資料閲覧等により確認した。</p> <p>適応条件 3 については、排出削減事業実施前及び実施後の空調設備エネルギー使用量である電力使用量、活動量である年間稼働時間、及びフロア面積を使用実態に基づき計測することができることを確認した。</p> <p>【方法論番号 005 間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入】</p> <p>適用条件 1 については、既存の装置に、インバーター及び変流量制御器を導入することで可変能力制御を追加導入していることを確認した。</p> <p>適用条件 2 については、最も影響を与える活動量である年間稼働時間、及びフロア面積を計測できることを確認した。</p> <p>2) 本排出削減事業がなければ既存設備を継続して使用することを本排出削減事業者への質問、関連資料の閲覧等により確認している。</p> <p>3) その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p>

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

・特になし

以上